

かながわボランティア活動推進指針

これまで、社会における活動の主体は、国や地方公共団体等のセクターと、営利を目的とする民間企業等のセクターが中心となってきた。

しかしながら、今日においては、これらの中間領域に位置し、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とした非営利の公益的活動を行う、ボランティア団体等の果たす役割が、次第に大きくなってきている。

21世紀を迎えて、県民ニーズが拡大、多様化する中で、ボランティア活動が果たす役割は極めて重要であるとの認識に立ち、活力があり、心豊かに安心してらせる地域社会を築いていくため、ボランティア活動を促進するための支援を行うとともに、ボランティア団体等と協働して事業を行うこととする。

○ ボランティア活動及びボランティア団体等の定義

「ボランティア活動」とは、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする非営利の公益的活動とする。ただし、

- ・ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とするもの
- ・ 政治上の主義を推進し、支持し又はこれに反対することを目的とするもの
- ・ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し又はこれらに反対することを目的とするものを除く。

「ボランティア団体等」とは、ボランティア活動を行う特定非営利活動法人及び法人格を持たない団体等とする。

「ボランティア団体等」には一般社団法人及び一般財団法人を含みます。(平成29年4月1日改正)

1 施策の目的

ボランティア活動の持つ自主性、主体性などの特性を尊重し、場所、資金、情報、人材などが不足している状況を踏まえ、多様な活動を促進するための支援を行うとともに、ボランティア団体等と協働して事業を行い、多様な県民ニーズに的確かつ柔軟に対応していくことを目的とする。

2 施策の方向

(1) 活動環境の整備・充実

県民活動サポートセンターなどの機能の整備・充実を進め、活動のための場や情報の提供及び人材育成等の支援を行う。

また、このような支援を充実させるため、市町村、企業及びボランティア活動を支援する団体等との連携を強化する。

(2) 公益的活動への助成

ボランティア団体等が、公益を目的とする活動を円滑に推進できるよう、必要な助成を行う。

(3) ボランティア団体等との協働

多様化する県民ニーズに的確かつ柔軟に対応していくため、ボランティア団体等と協働して事業を行う。

3 ボランティア活動推進のための措置

ボランティア団体等が行う公益的活動への助成や、ボランティア団体等と協働して行う事業を継続的、安定的に進めていくため、必要な財政的措置等を講ずる。

4 公平性・透明性の確保

ボランティア団体等に対する助成や、ボランティア団体等と協働して事業を行うにあたり、

- ・適正に事業を推進するための審査等を行う機関を設置すること
- ・県及びボランティア団体等の双方において情報を公開することとする。

5 その他

ボランティア活動を促進するため、その他の必要な措置を講ずる。